

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年3月11日

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川分陽二

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 古尾谷博次

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 古尾谷博次

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 31,509,000円
(注)本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第3項第2号の金額通算の規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。

(注) 1.平成22年3月11日開催の取締役会決議によります。

2.振替機構の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,700株	31,509,000	15,754,500
一般募集			
計(総発行株式)	2,700株	31,509,000	15,754,500

(注) 1.第三者割当の方法によります。

2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、15,754,500円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
11,670	5,835	1株	平成22年3月31日(水)		平成22年3月31日(水)

(注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3.申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に下記払込取扱場所へ払い込むものとし、

4.上記株式を割当てた者からの申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部総合企画課	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル 8 階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 京都支店	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 8

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
31,509,000	1,700,000	29,809,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記発行諸費用の内訳は、主に信用調査費用及び書類作成費用であります。

3. 発行諸費用には、第三者割当により発行される株式（以下、「本株式」という。）の発行及び本株式と同日にその発行を決議した第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行の双方に関して発生した費用が含まれております。その費用のうち、按分が困難である費用については、本新株予約権に係る発行諸費用に加算して計上しております。なお、本株式の発行と本新株予約権の発行に係る差引手取概算額は次のとおりであります。

	払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
本株式	31,509,000	1,700,000	29,809,000
本新株予約権	14,870,400	1,300,000	13,570,400
合計	46,379,400	3,000,000	43,379,400

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

今回行う資金調達額は、本株式の発行価額の総額31,509,000円に、本新株予約権の発行による新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額14,870,400円を合算した、総額46,379,400円となります。

上記資金調達額のうち本株式の手取概算額29,809,000円につきましては、当社が管理・運営する既設の投資事業組合であるFVCグロス二号投資事業有限責任組合への出資金及び運転資金に充当する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
FVCグロス二号投資事業有限責任組合への出資金	27,000,000円	平成22年内
運転資金	2,809,000円	平成22年3月～4月

(注)1. 本株式の発行による手取金の額 29,809,000円

(a) FVCグロス二号投資事業有限責任組合への出資金 27,000,000円

ベンチャー企業にとって、経営環境が悪化し一段と厳しさを増している状況において、この環境を生き残り将来有望な企業を選別するためにも慎重な投資審査が求められます。その状況の中、当社の投資件数や投資金額は低下しつつあり、投資事業組合からの出資のペースは落ちております。一方で、当社の中核事業でありますベンチャー企業への投資活動を着実に推進するためには、投資の進捗に合わせて、出資を約束した資金額上限まで投資事業組合に資金を払い込む必要があります。その支払い時期は、今後の投資進捗によるなど流動的であるため、本株式発行による調達資金の支出予定時期は平成22年内としております。

(b) 運転資金 2,809,000円

具体的には、当社経費削減の一環として平成22年2月から3月にかけて着手した京都本社事務所縮小レイアウト変更工事の代金の支払の一部に充当いたします。

2. 本新株予約権及び行使による手取金の額 13,570,400円

(a) FVCグロス二号投資事業有限責任組合への出資金 13,570,400円

本株式の発行による調達資金と同じく、FVCグロス二号投資事業有限責任組合への出資金に充当することを予定しております。しかしながら、本新株予約権は行使指示条項付ではありますが、本新株予約権の行使期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までとなっており、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期は、原則として、新株予約権者の判断によることとなります。

3. 支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理を行う予定であります。

4. F V C グロース二号投資事業有限責任組合の概要については次のとおりであります。

設立日	平成19年1月24日
存続期限	平成28年12月31日 (2年を超えない範囲で延長が可能)
出資金総額(コミットメント総額)	1,900,000,000円
払込済出資金額 (全出資者キャピタルコール済分)	950,000,000円
当社持分割合 (金額)	52.6% (出資金総額1,900,000,000円のうち1,000,000,000円)
当社持分未払込出資金額 (平成22年3月11日現在) キャピタルコールに応じて 今後当社の払込が必要となる金額	496,445,760円
出資金運用内容	主に幅広い業種の国内ベンチャー企業に分散投資され、また、当社が運用する地方ファンド等に出資

調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回調達された資金は、主に投資事業組合への出資金、一部、運転資金に充当する予定であります。

従来、当社では、投資事業組合の出資金の多くに借入金を充当しておりました。しかし、投資事業組合の出資金に充当された資金は、長期間にわたって当該投資事業組合の活動資金として拘束され、且つ投資資金回収の時期は流動的であることなどから、投資事業組合の出資金の財源を借入金とすることは当社財務基盤を不安定とするため、最近では、投資事業組合の出資金には、自己資金や株主資本といった安定資金を充当する方針をとっており、今回の調達に関しても、同様の方針をとるものです。

資金充当先であるF V C グロース二号投資事業有限責任組合につきましては、出資約束金額枠までの金額につき、投資事業組合にとって必要な時期に分割して資金を払い込む方式であるキャピタルコール方式をとっております。F V C グロース二号投資事業有限責任組合に対しましては、平成21年12月に第三者割当増資により調達した資金に加えて、今後、当該投資事業組合の投資活動の進捗により、更に当社は出資約束資金を払い込む必要があり、今回の第三者割当増資によって調達する資金に関しましても、主に当該投資事業組合への資金に充当する予定です。

当社は、当社の運営する投資事業組合からの安定的な収入としての管理報酬や、将来投資資金が回収された後に出資者へ支払われる分配金、キャピタルゲインに対する成功報酬などを得られることとなります。また、当社の借入金の返済原資ともなります。従いまして、投資事業組合へ充当された資金は、当社にとって長期間にわたって収益の安定化および将来的な利益拡大に寄与することとなります。

このような考えから、かかる資金調達は当社の企業価値向上を図る上で不可欠であり、その資金使途は合理的であると判断いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED (以下、「TNHL」という。)
本店の所在地	Ground Floor, Skelton Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	栗林総合法律事務所 弁護士栗林勉 連絡先 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル502号
代表者の役職及び氏名	Authorized Representative, WONG Chi Kin, Tommy (以下、「トミー・ウォン氏」という。)
資本金	USD 100.00
事業の内容	投資業
主たる出資者及びその出資比率	New Effort Limited 100%

(注) 割当予定先の株主であるNew Effort Limited(香港)の株主は、トミー・ウォン氏の姉であるWONG Yuk Kai氏とのこととなります。

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 1. 当事会社間の関係は、平成22年3月11日現在のものであります。

2. 割当予定先である当該会社は、当社の株主であるマーチャント・バンカーズ株式会社の31.7%の株式を保有する筆頭株主であります。

(3) 割当予定先の選定理由

TNHLは、当社株主であるマーチャント・バンカーズ株式会社（以下、「MBK」という。）の筆頭株主であり、TNHLの代表者はMBKの顧問であるトミー・ウォン氏であります。同氏は中国で水産関連事業等を営むIntelligence Engineering Inc. (所在地：中国広東省)の社長であるとともに、日本国内企業との合弁企業などを中国等でも展開しております。また、中国漁業協会の専任委員会副主任を務めるなど、中国の農業・水産関連業界において幅広いネットワークを有しております。

当社は、その運営する投資事業組合を通じて、日本国内において農業・水産事業分野等を含むベンチャー企業への投資を行っております。今般の割当に先立ち、トミー・ウォン氏や中国漁業協会の方が当社を訪問され、当社役員との面談を実施しました。また当社の代表が中国に訪問し、トミー・ウォン氏の事業会社等を訪問し、トミー・ウォン氏と面談を行った上で、今後、同氏等の協力を得て、同氏が有する中国におけるネットワークを活用し、当社の上記投資先が中国進出などを図る際の支援や中国の投資家を紹介するなど、当社の投資先の企業成長、事業価値向上に貢献していくことは、将来的に期待できるものと考えております。また、今後、当社がベンチャー投資ファンド等を立ち上げる際にも、同氏が有する中国の投資家とのネットワークを活用したいと考えております。

当社は、以上を踏まえ、TNHLとの間において、将来にわたって相互の信頼関係を維持、発展していくことが可能であると判断したため、割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,700株

(5) 株券等の保有方針

本件割当予定先であるTNHLからは、当社株式を安定保有し、当社の経営及びコーポレート・ガバナンスを支援し、経営支配の意図はない旨の意向表明を受けております。

割当日（平成22年3月31日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の表明を受けております。また、当社役員および関係者と割当先は、株券貸借に関する契約等は締結しておらず、今後についても、割当予定先と当該契約等を締結する予定はございません。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるTNHLの払い込みに要する財産の存在について、払い込むべき資金全額を含む相当の資金が、日本国内の常任代理人である弁護士が所属する法律事務所の預り金口座に存在することを書面により確認しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来においても同関係を有しないことについて、当社ルールに基づき独自の与信調査を行うとともに、割当予定先との面談や現状の財務状況、取引状況を確認し、海外にもネットワークを保有する国内の第三者調査機関や海外信用情報等の調査業務を行う企業による調査資料を入手した上で、判断いたしました。また、割当予定先からは反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来におきましても同関係を有しないことの確認書を受領しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

本株式の発行価額につきましては、今回の新株式の発行に係る取締役会決議日の直前日(平成22年3月10日)の大阪証券取引所ヘラクレス市場の公表した当社普通株式の普通取引の終値(11,000円)と直前1ヶ月間の終値平均を参考にして、平成21年12月25日の第三者割当増資時の発行価額と同じ価額である11,670円(直前日(平成22年3月10日)の終値に対するアップ率6.1%)といたしました。

なお、当社の株価は、直近1ヶ月間の終値平均が12,044円(10円未満切り上げ)であるのに対して、直前6ヶ月間の終値平均が13,733円(同)、直前3ヶ月間の終値平均が14,199円(同)であり、直近6ヶ月間における最高値が平成22年1月5日の21,400円、最安値が平成21年11月19日、平成21年11月20日及び平成22年3月9日の10,230円となっており、株価の変動幅が大きくなっております。特に、平成21年12月25日の第三者割当増資以前は、当社の株価は低迷しておりましたが、その後、当該第三者割当増資により当社の財務基盤が一定程度安定したことが示される等の要因により、株価が一時20,000円を超える(平成22年1月5日)など大きく変動しております。

なお、当該発行価額(11,670円)は、直近3ヶ月間の終値平均(14,199円)、直近6ヶ月間の終値平均(13,733円)に対し、それぞれ17.8%、15.0%のディスカウントとなっておりますが、当該発行価額の決定日の前日終値に対しては6.1%のプレミアムとなっております。当社としては、当該発行価額は日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針とも整合的であるとともに、また平成21年12月の第三者割当増資における発行価額とも同一価格である点その他上記の事情を勘案すれば、合理的であり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

期間	直前日終値・平均株価	乖離率 (発行価額との差)
直前日(平成22年3月10日)終値	11,000円	+6.1%(プレミアム)
直前1ヶ月 株価終値平均	12,044円	-3.1%(ディスカウント)
直前3ヶ月 株価終値平均	14,199円	-17.8%(ディスカウント)
直前6ヶ月 株価終値平均	13,733円	-15.0%(ディスカウント)

乖離率の計算：{(発行価額 - 直前日終値もしくは平均株価) ÷ 直前日終値もしくは平均株価} × 100

なお、本株式及び本新株予約権の発行価額及び払込金額、発行数量及び株式の希薄化の規模につきましては、全監査役に対し、事前に検討用資料を送付し、内容を理解し、質問を受け付けることができる時間を確保いたしました。その上で、本株式及び本新株予約権の発行決議に係る平成22年3月11日の決議を行う取締役会の開催に先立ち、社外監査役含む監査役全員から、発行数量及び株式の希薄化の規模は、適正かつ妥当であり、また、本株式及び本新株予約権の発行はいずれも有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。その後、同日開催の取締役会において十分に審議のうえ、出席取締役5人のうち、全員の賛成により本株式及び本新株予約権の発行が決議されました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式の発行は、平成21年12月25日に新株式の発行を行ってから6ヶ月を経過しておりませんので、希薄化の計算におきましては、平成21年12月に第三者割当増資により発行した株式数と通算して希薄化の計算を行います。平成21年12月の新株式発行前の発行済株式総数34,507株に対し、平成21年12月の発行株式数8,462株及び本株式の発行による新株式数2,700株と、本新株予約権に係る潜在株式数1,200株を合わせて算出した希薄化の規模は、35.8%となります。(なお、本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動は見込まれません。)昨年12月の増資と通算した希薄化率が25%以上であることから、独立第三者からの意見として、社外監査役を含む全監査役の意見を得ております。

< 希薄化率の計算 >

平成21年12月25日第三者割当新株発行前発行株式数	34,507株	・・・
平成21年12月25日第三者割当新株発行による発行株式数	8,462株	・・・
前回(平成21年12月25日新株発行時)希薄化率() ÷) × 100	24.5%	・・・
本株式発行による増加株式数	2,700株	・・・
本新株予約権発行による増加潜在株式数	1,200株	・・・
通算希薄化率{ (+ +) ÷ } × 100	35.8%	・・・

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数(株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
川分 陽二	滋賀県彦根市	2,851	6.6%	2,851	6.1%
TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED	Ground Floor, Skelton Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			2,700	5.8%
古川 令治	東京都千代田区	2,570	6.0%	2,570	5.5%
マーチャント・バンカーズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-1	1,284	3.0%	2,484	5.3%
賀川 正宣	兵庫県神戸市灘区	1,802	4.2%	1,802	3.8%
関西サービス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目8番18号	1,800	4.2%	1,800	3.8%
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20-3	1,620	3.8%	1,620	3.5%
藤原 洋	東京都杉並区	1,300	3.0%	1,300	2.8%
坂本 友群	兵庫県尼崎市	1,286	3.0%	1,286	2.7%
有限会社ヤマカワ	神奈川県相模原市相原3丁目30-22	1,250	2.9%	1,250	2.7%
計		15,763	36.7%	19,663	42.0%

- (注) 1. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成21年9月30日現在の株主名簿を基準に、平成21年12月25日に実施した第三者割当による新株式発行で増加した株式数を加えて算定しております。また、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本株式の発行2,700株に本新株予約権の目的である株式の総数1,200株を加えて算定しております。
3. 平成21年8月20日に当社役職員に割り当てられたストック・オプションとしての新株予約権については、平成23年8月20日までは権利行使できないことから考慮しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

当社は、平成10年の創業以来、資金を必要とする有望な企業家の夢の実現を支援するという経営理念の下、日本国内のベンチャー企業への投資・育成支援業務を営んでおります。しかしながら、昨今のわが国経済は、世界的な金融危機の深刻化による景気水準の悪化から、持ち直しの動きが一部で見られるものの、自律的な回復といえる状況には至っておりません。また、企業の生産活動水準は低いままであり、設備や雇用に対する調整圧力が依然として残っております。こうした企業部門の厳しい状況を受けて、雇用者の報酬も減少する中、個人消費も総じて伸び悩むなど、依然として厳しい環境が続いております。当社におきましても、新規上場市場の低迷や上場審査の厳格化などが原因で、投資先企業が上場を延期、又は中止したこと、サブプライム問題等による投資家心理の冷え込みから、新規のファンド募集が困難な環境に至り、計画したファンド運用規模を実現できなかったこと等により、平成19年3月期、平成20年3月期、平成21年3月期と3期連続して当期純損失を計上し、平成22年3月期第3四半期連結累計期間におきましても、当期純損失を計上いたしました。

このような環境の中、当社は「投資先企業価値の向上」と「経営の安定化」を最重点課題とし、事業を推進しております。「投資先企業価値の向上」を実現する一つの方策として、平成22年1月28日には、昨年12月に行った第三者割当による新株式の引受先であるMBKと業務提携契約を締結いたしました。今般、同社の仲立ちにより、中国の事業家や投資家とのネットワークを有するトミー・ウォン氏が代表を務めるTNHLに対し、第三者割当により新株式を発行することといたしました。また、MBKに対し、新株予約権(行使価額固定型)を割り当てることといたしました。これは、今般、MBKは本株式の割当先であるTNHLを当社に紹介するなど本株式の発行及び当社とTNHLとの将来的な協業に一定の寄与があり、他方、当社としては、MBKから、今後の当社との協業に対してコミットメントを高めたいという理由などから新株予約権を引き受けたいという要望がなされたことを勘案の上、その目的、インセンティブとしても、MBKに対する本新株予約権の発行は、当社の企業価値向上に資するものであると判断しております。

今後は、トミー・ウォン氏、TNHL、MBKの有するネットワークを活用していくことで、当社の運営する投資事業有限責任組合の投資先であるベンチャー企業に対しては、中国を含む東アジア地域での事業展開、新規上場などといった価値向上の支援実施を図り、また将来的には、これらの地域の投資家に対するファンド募集活動などを行っていきたいと考えております。

また、本件によって得られた資金は、今後、当社が払い込む必要のある投資事業有限責任組合に対する出資金や現在進めているコスト削減などに必要な資金を確保する目的もあります。こうしたことから、本件は、当社の経営基盤の安定化、企業価値向上に資すると考え、本株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、平成19年3月期以降3期連続して当期純損失を計上し、平成22年3月期第3四半期連結累計期間におきましても、当期純損失を計上するなど、株主資本の毀損状態が続き、財務基盤の安定化は当社として喫緊の課題でありました。また、資金調達におきましても、当社を取り巻く環境が厳しく収益状況が低迷する中、取引金融機関からも早期の自己資本の補強をするように言われており、借入による調達は難しいという状況です。一方で、当社の中核事業であるベンチャー企業投資を円滑に行うための投資事業有限責任組合への払込資金の確保は必要であります。従いまして、当面取り巻く環境は厳しさが続き、借入による資金調達が難しい中、事業推進に必要な資金を確保するために本株式及び本新株予約権を発行することにいたしました。本株式等の発行により、平成21年12月25日の新株発行と合わせて、通算で35.8%の株式の希薄化となりますが、これら一連の新株式の発行を通じて当社の財務基盤は強化されました。調達した資金が当社の運営する投資事業有限責任組合の出資に充てられることを通じ、それらの資金が当社の安定的な収入である管理報酬を生むとともに、将来的には投資資金が当社の利益の源泉でもあるキャピタルゲインが得られることが期待され、また本新株予約権の発行については、今回の割当先との協業によって新たな収益が見込まれる等、収益安定化および将来的な利益拡大にも寄与することを目指すものです。規模に関しましても、極力最低限の必要資金を確保するようにして、希薄化の規模を抑制に努めております。また、本新株予約権については、当社の機動的な調達に資するような条項（例えば行使指示条件）も含めております。従いまして、当社は、今回の本株式及び本新株予約権の発行に関し、企業価値向上を図り、株主価値の向上に寄与すると考えられることから、本件の発行数量は必要かつ合理的であると判断いたしております。

(3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

今般の第三者割当増資に関して、当社は、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性および相当性に関する意見を入手し、それに基づき、本件第三者割当増資について、経営者から一定程度独立した社外監査役に対し、本件第三者割当の必要性および相当性について、意見を求めました。手続きとしては、外部弁護士や本新株予約権の評価を行う第三者機関などの専門家のアドバイスを踏まえて当社が作成した資料等を事前に送付し、本件第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行の内容を理解し、その内容について質疑があれば回答をできるよう一定の期間を確保した上で、平成22年3月11日の取締役会開催前に監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、その発行目的および理由、調達資金の額、用途および支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成および持株比率、業績への影響の見通し等を助言し、本件第三者割当増資は必要かつ相当との意見を入手しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である有価証券報告書（第11期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年3月11日）までの間において下記の内容の追加がありました。

また、「事業等のリスク」には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月11日）現在において判断した事項であります。

< 増資及び新株予約権の発行による株式の希薄化 >

当社は、平成22年3月11日開催の取締役会において、第三者割当増資及び新株予約権の発行（以下「本件」）を決議いたしました。

本件の目的は、会社の財務基盤は強化し、その資金が当社の安定的な収入である管理報酬を生み、将来的には投資資金が当社の利益の源泉であるキャピタルゲインとなることによって、長期間にわたる収益安定化および将来的な利益拡大に寄与することにあります。

しかしながら、本件による新株式の発行規模は、平成21年12月25日に発行した第三者割当増資と通算し、さらに同日に発行する新株予約権の潜在株式を含め、議決権の35.8%相当であり、株式の希薄化が生じることとなります。

2. 資本金の増減

組込情報である有価証券報告書（第11期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、次の通り変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成21年12月25日	49,375	1,961,311	49,375	675,762

（注）第三者割当（発行価格11,670円、資本組入額5,835円）による新株の発行によるものであります。

主な割当先 古川 令治 2,570株
 賀川 正宣 2,570株
マーチャント・バンカーズ株式会社 1,284株

3. スtock・オプションとしての新株予約権発行の件について

(1) スtock・オプションとしての新株予約権発行に伴う臨時報告書の提出について

当社は、平成21年7月30日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第11回定時株主総会において承認されました「Stock・オプションとしての新株予約権発行の件」について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成21年7月30日付で臨時報告書提出いたしました。

(報告内容)

銘柄

フューチャーベンチャー株式会社第5回新株予約権証券

発行数

1,997個

なお、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。また、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

発行価格

無償

新株予約権の行使により発行する発行価額の総額

未定

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 1,997株

ただし、上記により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む、以下同じ。）株式数が調整される場合には調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

- b. 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの時価}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日

平成21年8月20日

新株予約権の権利行使期間

平成23年8月21日から平成30年8月20日まで

新株予約権の行使の条件

- a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- b. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- c. 新株予約権の譲渡、質入その他処分及び相続は認めない。
- d. その他の行使条件については、当社第11回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

未定

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からa.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得勧誘の相手方(以下、「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

当社取締役	5名	1,205個
当社監査役	3名	295個
当社従業員	43名	497個
合計	51名	1,997個

勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社の提出会社との間の関係
該当事項はありません。

勧誘の相手方と提出会社との間の取り決め内容

当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(2)ストック・オプションとしての新株予約権発行に関する内容の確定について

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成21年7月30日に提出いたしましたストック・オプションとしての新株予約権発行に関する臨時報告書の内容につき、「新株予約権の行使により発行する発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」、「新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成21年8月20日付で臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

(訂正事項)

訂正箇所は_を付して表示しております。

4. 新株予約権の行使により発行する発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

29,615,510円

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(後略)

（訂正後）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権1個当たり14,830円とする。

（後略）

10. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

（訂正前）

未定

（後略）

（訂正後）

7,415円

（後略）

4. 特定子会社の異動について

(1)フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合の解散に伴う臨時報告書の提出について

当社の特定子会社である「フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合」につきましては、平成21年12月29日において期間満了に伴い解散しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成22年1月4日付で臨時報告書提出いたしました。

（報告内容）

当該移動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合
住所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル8階
無限責任組合員の名称	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
及び代表者の氏名	代表取締役社長 川分 陽二
出資の額	594百万円
事業の内容	国内の未上場企業の株式等への出資

当該異動の前後における当該特定子会社の業務執行の権限のうち、当社が有する業務執行の権限の割合

異動前 100%

異動後

当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 当該特定子会社（投資事業組合）の清算結了に伴い、当社の特定子会社ではなくなりました。

異動年月日 平成21年12月29日

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月25日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年8月6日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月10日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1」に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取引金融機関2行とのコミットメントライン契約から手形による借入に契約を変更するとともに、業務提携先の証券会社より新規借入を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 山 本 眞 吾 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高 井 晶 治 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、平成21年5月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を中止することを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な会計方針7(2)に記載されているとおり、会社は従来、会社が管理・運営する投資事業組合への出資金に係る会計処理について、組合の事業年度末（または中間会計期間末）における資産、負債及び同期間に発生した収益、費用に対応して、会社の出資持分割合に応じて計上するとともに、組合が保有する時価のある営業投資有価証券の評価差額については、組合の事業年度末（または中間会計期間末）における残高に対する同日の時価に基づいた会社の出資持分割合に応じて計上していたが、当事業年度末から、会社の決算日における組合の仮決算による財務諸表に基づいて計上する方法に変更した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取引金融機関2行とのコミットメントライン契約から手形による借入に契約を変更するとともに、業務提携先の証券会社より新規借入を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、平成21年5月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を中止することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は短期借入金及び1年以内に返済予定の長期借入金の合計額が1,536,310千円となっており、返済期日後の契約については主要金融機関と交渉中であることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取引金融機関2行との間で借入金の借換えを行うため平成21年1月29日に金銭消費貸借契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 佳和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。